

令和7年2月14日

令和7年第2回

農業委員会総会議事録

〔 総 会 〕

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和7年2月14日 10時00分 岩国市民文化会館 第一研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

1 番 小林 増次	2 番 片山 剛	3 番 松宮 榮昭
5 番 藤中 京子	6 番 小川 栄太郎	7 番 上尾 家隆
9 番 中尾 正浩	10 番 黒崎 友美	11 番 塚田 由美子
12 番 原田 孝親	13 番 林 聖文	14 番 藤村 浩司
15 番 刀祢明 薫	17 番 清弘 進	16 番 森川 稔己
18 番 梅川 仁樹		

3 本日の総会に欠席した委員

4 番 隅 ふじ江	8 番 藤本 哲
-----------	----------

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

局 長 佐伯 史公	次 長 後 詳子
周 東 支 所 木村 茂泰	周 東 支 所 沖田 史典
美 和 支 所 土谷 忠朗	錦 支 所 藤高 朝代
事 務 局 木村 吉秀	農林振興課 鮎川 孝裕

5 会長は、午前10時、委員総数16名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

5 番 藤中 京子	6 番 小川 栄太郎
-----------	------------

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 「農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）」に関する意見について

報告事項

1 農地法第4条の規定による届出の受理について

2 農地法第5条の規定による届出の受理について

3 農地法第18条第6項の規定による通知について

4 農地法第4条の規定による許可処分の取消について

5 農地法第5条の規定による許可処分の事業計画の変更について

6 農地所有適格法人報告書の提出について

7 現況証明

8 議 事
議 長

それでは、ただ今より令和7年第2回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数18名のうち、16名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、5番 藤中京子委員と6番小川栄太郎委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

1番、2番は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番、2番について、事務局より議案説明してください。

事 務 局

1番 由宇地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,520 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、農地の交換です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

2番 由宇地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,521 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、農地の交換です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 1 6 番

それでは、説明をいたします。

申請地は、由宇総合支所より南西へ約3.9kmの場所に位置する農振農用地の第2種農地です。

譲渡人は、譲受人より自宅から離れた申請地と自宅に近い譲受人の農地を交換したい旨、申し入れがあったため応じることとしたものです。一方、譲受人は自宅近くの耕作地に隣接する申請地の所有者である譲渡人に農地の交換を申し出たところ応じてくれたため、今回の移転の運びとなりました。

2月8日に事務局支所担当者とともに現地調査を行いました。問題となる点はなく許可相当と判断をいたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

続きまして、2番の件につきましては、この申請地は由宇総合支所より

南西に約3.2kmの場所に位置する農振農用地の第2種農地です。

譲渡人は、申請地は自宅から離れているため、自宅近くの自分の耕作地に隣接する農地の所有者である譲受人に農地の交換を申し出たところ応じることとなったものであります。一方、譲受人は、自宅から離れた農地について譲渡人から申請地である農地と交換したい旨、申し出があったため今回の移転の運びとなりました。

2月8日に前議案と同様に現場を調査をしましたが、問題となる点はなく許可相当と判断をいたしました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。
どうぞ。

第 1 2 番

ちょっと平米数が上下違うのですが。交換だから全く同じ面積じゃないといけないはずだが。

事 務 局

評価の関係があるので。

第 1 2 番

どっちが本当ですか。

事 務 局

いや、それぞれの筆ごとの面積は問題はないです。

第 1 2 番

1521 と 1520 でしょ。

事 務 局

はい。面積が一緒でなくても。

第 1 2 番

交換して面積がちがうわけ。

事 務 局

はい。同一面積でなくても大丈夫です。まあ、実際交換で評価の関係、課税の関係とかで可能性はありますけど、たぶん1㎡ぐらいであれば贈与の関係になると思うので、面積が違っていても双方が交換でということであれば契約は大丈夫ですので。

第 1 2 番

ちょっと、あまり理解できんのじゃけど

議 長

評価の違いよね。評価基準でいいと思います。

第 1 2 番

はい、いいです。

議 長

そのほか、ありませんか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番・2番を許可することを決定します。

それでは、3番を事務局より、議案説明してください。

事務局

3番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,181 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の清弘委員、追加説明をお願いします。

第17番

それでは追加説明をしたいと思います。

申請地は、周東総合支所日向より西南へ約2.2 kmに位置する農地です。

譲渡人は、高齢となり耕作が困難となったため譲渡したいという思いで
あられました。譲受人は、後継者である長男が農業の継続を承諾してくれ、
経営規模の拡大をしたいと考えていたところ、譲渡人から農地を譲渡した
いと申し出がありました。この件は、先月1月の総会に許可申請書が提出
された農地の続きであるもので、申し出を受けることにしました。申請地
周辺の農地の耕作者と農作業の時期や農薬散布の方法等についてはよく
相談し、周辺農地への影響を及ぼすことはありません。周辺農地に迷惑を
かけないように耕作していきたいということでございます。

1月28日に支所担当職員と現地で調査項目に従って調査いたしました
が何ら問題はないと思います。どうかご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

それでは、4番を事務局より、議案説明してください。

事務局

4番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに田。面積は、501 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満た
しております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第2番

説明いたします。

申請地は周東総合支所から南南東へ約1.9 kmに位置します。

譲渡人は、申請地を相続により取得していましたが、県外に居住してお
り譲受人からの要望により住宅・倉庫・農機具とも申請地の一括売却を
図るものです。譲受人は会社員で隣町から申請地と住宅等を一括購入し、
農業へ新規参入し、当面自家用稲作に取り組む予定です。譲受人は、
稲作は初めてで今まで耕作していた方や周辺の農家の指導を仰ぎ耕作し、
特に農業に関する地域の活動等にも参加する予定です。農機具は、
トラクター、田植機は購入しており、コンバイン等はリース等する
予定です。

1月29日に支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。3条許可相当と判断しております。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

それでは、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 錦地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況とも畑。面積は、351 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の隅委員が欠席ですので、錦担当の職員より追加説明をお願いします。

事 務 局

隅委員は本日お休みなので代読させていただきます。

申請地は錦総合支所から西へ約1kmの場所に位置する農地です。

譲渡人は、申請地を相続後耕作しておらず、今後耕作する予定がないため申請地近くに居住している譲受人に贈与をすることとしたそうです。譲受人は、新規就農ではありますが、今まで隣接する農地を耕作している父の農業の手伝いをしており、農業経験や農業機具等は問題ないと思われます。自分の農地を取得し、夫婦で自家用の野菜の栽培を行うということでした。

1月27日に現地調査を行いました。3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

それでは、6番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

6番 美和地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、728 m²ほか1筆、合計1,115 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の原田委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

申請地は、美和総合支所より北に約400mに位置し、周囲は小学校をは

じめ住宅が点在する圃場整備を行っていない農振農用地内の農地です。

譲渡人は遠隔地に居住し、これらの財産をすべて処分したいと考えており、過去 20 年間に渡り耕作していない田を譲受人に贈与したいものです。申請地は譲受人の住宅の隣にあります。耕作に都合の良いため譲り受けるもので、経営基盤の安定のために取得したいという目的で、今後の農業経営についても娘夫婦も隣に暮らしており、後継者として農業経営はできるなど将来においては何ら問題になることはありません。

現地調査は 1 月 28 日に事務局とともに調査項目に照らし合わせいずれの項目も問題なく許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6 番を許可することを決定します。

続いて、「議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1 番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、畑。面積は、479 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、店舗駐車場の設置です。

農地区分は、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

説明します。

申請地は周東総合支所から西へ約 1.4 km に位置します。

譲渡人は、申請地を相続しましたが譲受人からの要望と会社員であり農業に従事する時間がないこと、後継者もないことから売却をすることとしました。譲受人は、下松市で自動車販売を中心とした法人です。申請地のすぐ隣にペットショップを開きましたが好調で既存の駐車場が手狭となったため求め合意に至ったものです。

1 月 29 日、支所担当者と調査項目に従い調査いたしましたが、周辺農地への影響もなく許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1 番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することに決定します。

事務局

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

2番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在、地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、817 m²ほか1筆、合計1,494 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第2番

申請地は周東総合支所から西へ約1.2 kmに位置します。

譲受人は毎月総会に挙がっている大阪の法人です。譲渡人は、相続で取得したものの長年耕作されておらず、近くに担い手も後継者もなく維持管理に心配していたところ譲受人からの要望があり譲渡することとしたものです。

1月29日、支所担当者と調査項目に従い調査いたしましたが、周辺農地への影響もなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することに決定します。

続いて、「議案第5号「農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）」に関する意見について」を上程します。

それでは、担当の農林振興課より、議案説明してください。

農林振興課

すみません。お待たせしました。農林振興課農政班長の鮎川です。どうぞよろしくおねがいします。座って説明させていただきます。

お手元ですね、たぶん事前にお配りしていると思いますけれども、岩国市地域計画策定予定分布図という資料をご覧いただけたらと思います。

地域計画につきましては、国の農業経営基盤強化促進法の改定に基づいてですね、今後農業を振興する地域について、担い手等を迎え入れるためにもこういった地域計画を作っていきたいと思いますというところで取り組みを進めているところです。岩国市では元々人農地プランというものを作っていた30地区をベースに、農業委員の皆様にもご協力いただきながら各地域で農業者の方、また関係機関を交えた協議の場を持ちまして、それぞれ1回から3回程度話し合いの場を持たせていただいております。その結果の新しく取り組んだ地域もありますし、2つ3つの地域が1つにまとまったところもありますけれども、市内全体としてはこの地図に示しています

30 地域で地域計画をスタートしていきたいと考えているところです。

1枚めくっていただいて、こちら二鹿地域の地域計画の案をお示ししておりますけれども、これは規定の様式がございまして、各地域の話し合いを踏まえて現状及び課題を整理いたしまして、その解決に向けた方策をそれぞれ取りまとめていくといった書式になっています。資料の最後の方に2ページになりますけれども、課題解消策を示したうえで4番の地域内の農業を担う者として認定農業者の方ですとか地域の世話役の方ですとか、ある程度一定規模以上の農家の方ですとか、各30地区地域によってそれぞれどういった方を挙げるかの判断はそれぞれなのですが、認定農業者の方、認定新規就農者の方等を中心にお示ししているところです。その上にある3番農業者及び区域内の関係者が目標を達成するためとすべき必要な措置としていろいろなことが書いてありますけれども、今後国としてはいろんな事業等、新規就農者を迎え入れるとか、担い手の方が農機具を買われるとか、そういったときはこういった方針、方策に基づいた取り組みを支援していくようになると思いますので、なるべく広い視点で、鳥獣防護柵とかやるかなという地区はそれぞれそういった項目を書いているところになります。

内容の細かい説明は省かせていただきますけれども、こういった計画書と今スライドのほうでお示ししていますこれが目標地図案という形になります。枚数がかなりございますので、それぞれ担当する地域の農業委員さんにだけ地図をお配りしております。全体の話はこちらでお示しできればと思うのですが、今回のこういった計画書と地図とセットでの計画ということになっていまして、これでいう白く塗ってあるところですか、色が付いているところ、こういったところが地域計画の対象農地となります。国のソフト関係事業中心にこういったところないし、こういったところを作っている農家さんしか補助対象にしないよという傾向がかなり顕著になってきていますので、皆さんの地域でもあるかと思いますが、中山間地域等直接支払い制度、こちらから来年から新しい期が始まりますけれども、こういった色を塗ってないとそういった補助の対象にしないよという形になっています。市内に大体、直接支払いやるところはカバーしたつもりではあるのですが、あと担い手の方なんかもおそらくこういった色を塗ってある方じゃないと新規就農するにしても補助対象にしないよとか支援対象にしないよとか、機械を買われる方についても、規模拡大が事業要件になってくる中でこの地図の中で先々は規模拡大していくのだったらこの色を増やしていくとかですね、そういったところが事業の中で求められるのだらうなと思っていますところです。考え方次第で農地貸借自体も、制度の考え方自体はこの地域計画の目標地図に色が塗ってある人に農地を貸していくという考えになります。なかなかそんな先を見越した着色もできないため、実際は後追いで色を塗っていくところが制度上は認められていますのでいずれこの色が農地貸借するたびに色が増えていくのだらうなと思っていますところです。

これを作るにあたって、いろんな関係機関のご意見も聞きながら作ってきたところですが、今一旦この図面はですね、制度上は目標地図って

いうことになっているのですが、なかなか地域の中で話し合いがしっかりされてない中で人の色を塗るとやっぱり、この人は農業をやめるからBさんの色になるのだとか、この人はここまで農地を広げるのだなどというのが本当に一目で見えてしまいますので、これが原則公開するためインターネット上に掲載されるため、岩国市においては県内のほかの市町の状況を見たうえで、一旦こう今の耕作者の色を塗っている状況になります。今後に向けては、そういった補助事業等の活用の見込みがある方については色を増やしていくとか、個別の対応をしていくようになるかなと思っています。

また、大体農振農用地を同じ農地を対象にしているのですが、農振除外して転用する案件ですとか、そういったことができたときは合わせて地域計画も変更することになるかとも思いますので、今後、農振除外の案件をこちらでもご審議いただいているかと思いますが地域計画の除外についても今後おそらく議題としてお願いするようになるかと思えますのでその際はよろしくお願いします。

策定にあたって、法手続きの中で関係機関の意見を聞くというステップがありますので、この度農業委員会として議決をいただきたく議案としてお願いしているところになります。この後に、他の土地改良区ですとか農協さんですとか意見照会をかけるところなのですが、3月に入りましたら法定縦覧という手続きを経まして3月31日の策定、4月1日の公告という流れを予定しているところです。

まだですね、30 地区作っているのですが、まだ空白地帯も市内の中でございます。その空白地帯には認定農の方もいらっしゃいますので引き続きですね、そういった地域農業者さんとも話をしながら、そういった地域もなるべく埋められるように取り組みはしていきたいなと思っています。というのが地域計画でないと国補助もそうなのですが、スーパーL 資金とかですね、そういった資金関係も対象にならなくなってきましたので、意欲的な農業者さんにはですね、そういったこう、これがないことによる不利益がないように市としても取り組んでまいりたいと思っています。

今日のところは30 地域についてですね、ご審議をいただければと思っています。よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございませんか。

エリアの追加はできるのだったかな。

農林振興課

そうですね。エリアの追加についてなんですけど、国の方は新聞上、「令和7年3月31日までに策定する」それが期限だという風にでているのですが、制度上は法定ですと追加も変更もできる制度になっておりますので、今作っている地域においても区域の追加、または減少も適宜行っていくようになると思います。

議 長

委員それぞれの地域も今回地域計画に入っていると思いますけども、そのあたりもご覧になって、なにかご意見等ありませんでしょうか。

(意見なし)

意見がありませんので、本計画に「意見なし」として、市長に回答します。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、休耕。面積は、611 m²です。届出人は記載のとおり。

転用目的は、資材置き場です。農地区分は、市街化区域です。

以上1件の届出があり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、144 m²です。

届出人は記載のとおり。転用目的は、宅地造成です。

農地区分は、市街化区域です。

ほか1件、合計2件の届出があり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。

面積は、1,441 m²です。通知者は、記載のとおり。

理由は、合意解約です。

ほか6件、合計7件の通知がありました。

議 長

報告第4号 農地法第4条の規定による許可処分の取消について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。

面積は、1,036 m²ほか1筆、合計1,831 m²です。

申請人は記載のとおり、許可当事者の相続人で、当該農地の現所有者です。転用目的は、植林です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地で、農振農用地の除外後の許可です。

内容は、平成31年3月29日付「指令平31岩農委許第4号の8」の事業を中止した後、許可当事者が死亡したため、許可当事者の相続人で、当該農地の現所有者が取消申請したものです。

なお、農振農用地の除外については担当課より問題なしとの回答がありました。

許可書は回収できませんでしたが、申請者から紛失の申し出があります。

以上1件の申請があり、事務局長専決により承認いたしました。

議 長

報告第5号 農地法第5条の規定による許可処分の事業計画の変更に
ついて、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、987 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

内容は、今読み上げました令和6年11月14日付「指令令6岩農委許第5号の88」による許可の、施設等の概要の一部を変更するものです。

11月に許可を受けた太陽光発電設備設置予定地の一部を、隣接する太陽光発電設備設置工事期間中、一時的に搬入路として使用し、工事終了後、当初の許可通り太陽光発電設備用地として転用するものです。

以上1件の申請があり、事務局長専決により承認いたしました。

議 長

報告第6号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

報告年月日は、令和7年1月16日。法人の住所・名称は記載のとおり。

事業年度は、11月1日から10月31日。法人形態は株式会社です。

事業の種類、構成員数、業務執行役員数などは、要件を満たしております。

以上1件の提出がありました。

議 長

報告第7号 現況証明については、ご高覧ください。

事務局	以上で、農地法関係の報告事項を終わります。 そのほか、伝達事項がありますか。
議長	・午王ノ内 SUN フラワーズについて ・代表者会議、互助会の監査について ・全国農業新聞について 次回定例総会は、3月17日月曜日、午前10時00分から、岩国市民文化会館 第1研修室を予定しておりますので、よろしくお願いします。 これで総会は、終了します。お疲れ様でした。

次回総会について

令和7年3月17日 月曜日 午前10時から岩国市民文化会館 第一研修室。

午前10時47分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する

会 長 梅川 仁樹

署名委員 小川 栄太郎

署名委員 藤中 京子

